

鳩山町地域公共交通に関するお知らせ

10月発売分から町営路線バスの運賃を改定します

パスモ・スイカ対応の料金収受機を採用している町営路線バスでは、10月より消費税増税分の運賃に変わりますので、ご理解をお願いします。なお、乗車券を使用しているデマンドタクシー・町内循環バス（町内循環バス）のシルバーパスの運賃（料金）は据え置きとさせていただきます。区間毎の運賃などの詳細は町ホームページでご確認ください。

9月までの運賃（改定前）※円省略

現金	IC	通勤 (1か月)	通学 (1か月)	通勤 (3か月)	通学 (3か月)
180	175	7,100	5,700	20,400	16,300
200	195	7,900	6,300	22,700	18,100
240	238	9,500	7,600	27,300	21,800
320	320	12,700	10,100	36,400	29,000
340	340	13,500	10,800	38,700	30,800
360	360	14,300	11,400	40,900	32,600
380	380	15,100	12,100	43,200	34,400
390	390	15,500	12,400	44,400	35,400
400	400	15,900	12,700	45,500	36,300
420	420	16,700	13,300	47,800	38,100

10月1日以降の運賃（改定後）※円省略

現金	IC	通勤 (1か月)	通学 (1か月)	通勤 (3か月)	通学 (3か月)
180	178	7,100	5,700	20,400	16,300
200	199	7,900	6,300	22,700	18,100
250	242	9,900	7,900	28,400	22,600
330	326	13,100	10,500	37,500	29,900
350	347	13,900	11,100	39,800	31,700
370	367	14,700	11,700	42,100	33,600
390	388	15,500	12,400	44,400	35,400
400	398	15,900	12,700	45,500	36,300
410	409	16,300	13,000	46,600	37,200
430	430	17,100	13,600	48,900	39,000

地域公共交通再編実施計画の一部を改定しました

平成30年12月のパブリックコメントや交通ワークショップでの町民の皆さまのご意見を踏まえて「地域公共交通再編実施計画」を決定いたしました。その実施にあたり補助金の獲得や関係機関との調整に時間を要したため、令和元年8月2日に開催された「鳩山町地域公共交通会議」で下記のとおり一部改定を行いました。

今後、運輸局に事業計画の変更認可申請を行い、令和2年1月からの運行変更を目指します。具体的な日程や時刻表は認可後に改めてお知らせいたします。

【地域公共交通再編実施計画の変遷と主な変更内容】

項目	実施計画（再検討案） パブリックコメント前	実施計画 パブリックコメント後	一部改定
	平成30年12月版	平成31年2月版	
町内循環バスの再編の 内容と時期	町内循環バスを維持		町内循環バスに、はーとんスクエアを新設。梅沢集会所前と今宿コミュニティセンターを廃止。七社神社前と高台寺橋を統合。
	石坂コースの停留所を減らし、左回りコースを追加、一部経路の見直し	現状のコースを基本にはーとんスクエアを加えたコースとする	
町営路線バス北部線の 越生駅東口までの延伸時期	平成31年10月		令和2年1月
新設停留所	越生町や関係事業者と協議して決定。		越生駅東口、越生駅入口、山吹大橋北、県立越生高校前、上熊井（移設）
新設区間運賃	—		220円（上熊井⇄県立越生高校前のみ180円）
検討事業	高坂駅～ピオニウォーク間 往復100円利用券の導入	デマンドタクシーおよび町内循環バスの町外へのアクセスの向上の検討	

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212



町内登録店舗で使えるお得な商品券 鳩山町プレミアム付商品券を販売します

令和元年10月からの消費税率の引上げが対象世帯の家計に与える影響を緩和するため、町内の登録店舗で使用できるお得な「鳩山町プレミアム付商品券」を販売します。

「鳩山町プレミアム付商品券」は、町内の登録店舗で令和元年10月1日から令和2年2月29日まで使用できる商品券で、25,000円分の商品券を20,000円で購入できるお得な商品券です。



鳩山町プレミアム付商品券ご利用に際しての注意

有効期限：令和2年2月29日(土)まで
有効期限を過ぎた商品券は利用できません

- 有効期限内に、町内の特定事業者（ポスター掲示店）でご利用できます。
- 現金への換金、譲渡及び転売はできません。
- 釣銭は出ません。
- 再発行はできません。
- 下記には利用できません。

税金、手数料、公共料金、たばこ、換金性のあるもの（商品券・ビール券・図書券・切手・プリペイドカード等）、不動産に関するもの（土地建物代・家賃・駐車場代）、金融商品、事業上の取引、特定の宗教・政治団体に関わるもの、公序良俗に反するもの等

■お問い合わせ・連絡先
鳩山町産業環境課 TEL.049-296-5895

鳩山町プレミアム付商品券購入概要

■購入対象者

①令和元年度分の町県民税が課税されていない方
※町県民税が課税されている方に扶養されている方（生計を一にする配偶者、扶養親族等）及び生活保護の受給者は除きます。

※対象と思われる方には令和元年7月末に個別に申請のご案内を通知し、申請に基づき、対象となる方には、審査のうえ、『購入引換券兼領収書』を9月下旬に送付しています。

②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子様がいる世帯の世帯主
※対象者には、『購入引換券兼領収書』を9月下旬に送付しています。

※①②両方の要件に該当する方は両方とも対象となります。

■販売場所 役場長寿福祉課、町民健康課（本庁舎1階）、役場東出張所

■販売時間 10月1日(火)から令和2年1月31日(金)まで 午前8時30分から午後5時15分まで

なお、下記の日程で休日・夜間にも販売します。

休日販売：10月12日(土)、13日(日)
午前8時30分から午後5時まで
夜間販売：10月16日(水)、11月6日(水)
午後7時30分まで

場所は、役場長寿福祉課、町民健康課（庁舎1階）
※役場東出張所は、休日・夜間は販売していません。

■購入時にお持ちいただくもの

- ・『購入引換券兼領収書』
 - ・引換券に記載されている購入者氏名の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
 - ・購入代金（2万円）
- ※今回のプレミアム付商品券は、対象者（通知が個別に届きます）以外には購入できませんのでご注意ください。（対象者の本人確認書類・委任状がある場合は除く）

■問合せ 購入対象者①の該当者：役場長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 ☎ 049-296-1241
購入対象者②の該当者：役場町民健康課 町民サービス・子育て支援担当 ☎ 049-296-5891

使用いただける町内事業者

ガ-デンカ-パ-カ- グ-ー・チョコキ・パン、（有）オーディ西埼玉、（有）戸口設備、福島電気、Yショップ 澤屋商店、ローソン鳩山泉井店、山屋商店、美味の会、倅整体院、セブンイレブン鳩山熊井店、(株)メディアリボース、（有）共和木材、角乃屋、食事処 司（一寿司）、鮮味園、(株)ベイシア ベイシア SM 鳩山店、ドラッグセイムス鳩山赤沼店、荻野商店、みやざき自動車、(有)ナカダナ、サ・ジュール、レストラン エルビス、ドラッグストア セキ 鳩山店、ヒロ整骨院、セブンイレブン鳩山今宿店、JA 埼玉中央 鳩山農産物直売所、田島屋商店、山室水産、鳩山石材(株)ア-ネット、手織り工房 EDIT、鳩山町コミュニティ・マルシェ、(株)アートプラネットファクトリー、西友鳩山ニュータウン店、ファミリーマート鳩山ニュータウン店、花むすび、革工房スキップ、美容室ルシア、鳩山薬局、医療法人社団 福島内科、ガラスアクセサリー洋玉、リラ美容室 ※9月10日現在

ご注意ください 消費税の税率改正に伴い上下水道等使用料が変わります

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることにより、水道料金と下水道使用料金（公共下水道・農業集落排水・町型浄化槽）の消費税分の金額が変わります。なお、こちらは単価を引き上げるものではありません。

なお、手数料（検査手数料、中止手数料、指定申請手数料）及びコピー代、加入申込代金等の金額は、変更ありません。

■新税率料金の適用時期

・9月30日以前から継続して水道を使用している方は、経過措置が適用され、12月～令和2年1月分（1月検針分）の上下水道料金から新税率が適用されます。なお、浄化槽の使用料金には経過措置がないため、10～11月分（11月検針分）から新税率料金が適用されます。

・10月1日以降から新しく水道を使用される方は、10月～11月検針分から新税率料金が適用されます。
・新たに水道を引く場合や水道メーターの口径を大きくする際にお支払いいただく加入金や、町浄化槽にかかる清掃及び収集運搬料（浄化槽の清掃作業）は、新税率料金が適用されているのでご注意ください。

■問合せ【水道料金に関すること】役場水道課 ☎ 296-1228、【公共下水道に関すること】毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 ☎ 294-9333、【農業集落排水に関すること】役場産業環境課 農業・商工業政策担当 ☎ 296-5895、【町型浄化槽に関すること】役場産業環境課 環境保全・生活安全担当 ☎ 296-5894

水道料金

口径	水道使用量	旧税率(8%)	新税率(10%)	差額
13mm	20m ³	1,900円	1,936円	36円
	30m ³	3,142円	3,201円	59円
	40m ³	4,492円	4,576円	84円
	50m ³	6,004円	6,116円	112円
20mm	20m ³	2,116円	2,156円	40円
	30m ³	3,358円	3,421円	63円
	40m ³	4,708円	4,796円	88円
	50m ³	6,220円	6,336円	116円

下水道使用料（公共下水道・農業集落排水）

排除量	旧税率(8%)	新税率(10%)	差額
20m ³	1,836円	1,870円	34円
30m ³	2,808円	2,860円	52円
40m ³	3,780円	3,850円	70円
50m ³	4,752円	4,840円	88円

浄化槽使用料

現行の使用料	改定後の使用料
2,500円/月	2,600円/月

浄化槽の清掃及び収集運搬料

現行の利用料	改定後の利用料
86円/くみ取り汚泥10L	88円/くみ取り汚泥10L

生活習慣病の改善や予防、社会参加による社会的な孤立の解消、何らかの役割を持つことなどにより、認知症予防に資する可能性が示唆されています。

日頃から健康診断を受けて健康管理をしていくことや、70歳と75歳を対象に町で実施している認知症検診の受診などによる早期診断・早期発見も予防につながるのではないのでしょうか。なお、地域包括支援センターでは、体操教室や手作業の会などによる地域社会への参加の手助けとなる事業を行っています。お気軽にお問い合わせください。

■問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700

第4回認知症普及啓発コラム 認知症施策推進大綱の考え方②

第3回のコラムで、認知症施策推進大綱は、「共生」と「予防」の2本柱で構成されていることをお伝えしました。今回は、認知症施策推進大綱による、「予防」の基本的考え方について詳しくお伝えします。

認知症予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見、早期治療（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防対応（三次予防）があります。本大綱における「予防」は、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」または、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味となります。

具体的には、運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の

パブリック コメント

鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画策定指針（素案）に関する意見を募集します

「鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画策定指針（素案）」は、平成29年3月に策定した鳩山町公共施設等総合管理計画に定めた目標や基本方針を実現するために、施設ごとに具体的な計画策定のための方向性を定めるものです。

この指針の策定にあたり、町民の皆さまからの声を反映するため、素案に関するご意見等を募集します。寄せられたご意見等は、検討委員会で検討し、最終的な指針づくりを進めます。

■閲覧・貸出 役場政策財政課（庁舎2階）、役場東出張所、町立図書館でご閲覧・貸出ができます。また、町ホームページでも閲覧ができます。

■募集方法 ご意見等を文書にまとめ、直接持参、郵送、

FAXまたはEメールでご提出ください。様式は自由ですが、住所、氏名、電話番号は必ず記載してください。※郵送の場合、期限内必着でお願いします。※いただいたご意見等はとりまとめ、回答は、後日、役場政策財政課（庁舎2階）、役場東出張所、町立図書館での回答書の閲覧および町ホームページへの掲載により行います。なお、ご意見等に対する個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

■意見募集期間 10月31日（木）まで

■提出先・問合せ 役場政策財政課
〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16
TEL296-1212、FAX296-2594
Eメール：h220@town.hatoyama.lg.jp

高齢者インフルエンザ予防接種を実施します！

町では、インフルエンザ重症化予防のため、高齢者を対象に予防接種費用の一部を負担しています。

「予診票」および「インフルエンザ予防接種説明書」は、比企管内実施医療機関（町内含む）の窓口へ備え付けてありますが、それ以外の県内実施医療機関ではご自身で持参していただく必要があります。

ご希望の方には10月10日（木）以降、町保健センターまたは、東出張所でお渡します。「インフルエンザ予防接種説明書」をよくお読みいただき、予防接種の効果や副反応などを理解した上で「予診票」に記入し、接種を受けてください。

■対象 次の①または②に該当し、接種を希望する方

①接種日当日で満65歳以上の方（誕生日の前日から該当します）

②接種日当日で満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に極度の障害のある方（身体障害者手帳1級程度）

■実施期間 10月20日（日）～令和2年1月31日（金）

■接種回数 1回

■接種費用 1,500円（生活保護受給者は無料）

■持ち物 健康保険証など住所、氏名、生年月日の確認ができるもの。対象②に該当する方は、身体障害者手帳または医師の診断書。生活保護受給者は受給者証。

町内実施医療機関

- ◆鳩山第一クリニック ☎ 296-6800
- ◆福島内科 ☎ 298-0600
- ◆麻見江ホスピタル ☎ 296-1155

◆鳩山今宿クリニック ☎ 296-6260

※このほか県内医療機関でも接種可能です。事前に保健センターにお問合せください。

しっかり実行して防ごう！ インフルエンザの予防法

- ◆流行前のワクチン接種
- ◆適度な湿度の保持
- ◆外出後の手洗い、うがい等
- ◆十分な休養 ◆バランスのとれた栄養摂取
- ◆人混みや繁華街への外出を控える



～予防接種後の副反応にご注意ください～

比較的多くみられる副反応は次の3つです。

- ①接種した場所の発赤、腫れ、痛みなど→通常2～3日で消失
- ②発熱、頭痛、寒気、だるさなど→通常2～3日で消失
- ③ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、かゆみ、呼吸困難など）→接種後、比較的すぐに起こることが多いため、接種後30分間は接種した医療機関内で安静に。

※帰宅後に異常が認められた場合には、速やかに医師に連絡してください。（出典：厚生労働省・国立感染症研究所）

日本医療科学大学との地域連携基本協定締結記念講演 脳とこころのサイエンス講演会 PART Ⅲ 「脳をだますと行動が変わる？」を開催します！

5月21日、鳩山町と日本医療科学大学は「地域連携に関する基本協定」を締結しました。この地域連携基本協定締結を記念して「脳とこころのサイエンス講演会」を開催いたします。

講師は、日本医療科学大学 保健医療学部 医療・基礎教育科 助教 鈴木研太 先生（下写真）です。



・講師プロフィール

講師の鈴木先生は、生物学(神経科学、内分泌学)、公衆衛生学、保健統計学を専門としており、「脳の可塑性を制御する行動内分分泌機構の解明」を研究テーマとして取り組まれています。

鈴木先生には、これまでも町でご講演いただき、今回で3回目の公演となります。

今回の講演会では、脳科学を活用して、普段の行動に「良い変化」をもたらすことで生活習慣病予防につながるきっかけを探っていきます。多くのみなさまのご参加をお待ちしております。

※お申し込みの際は、下記内容をご参照ください。

・講演会の日程

- 対象 町内在住の方
- 日時 10月26日(土)午前10時～正午
- 場所 町地域包括ケアセンター
- 定員 200人(無料)
- 申込 10月23日(水)までに町保健センターへ電話(☎296-2530)または、窓口でお申し込みください。

納期限内の納付にご協力ください 10月から12月は滞納整理強化期間です

町税(国民健康保険税を含む)は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源です。

しかし、残念ながら一部の方は滞納している状況にあり、督促状・催告書などの郵送料や、税の徴収・差押えなどを執行するための職員の人件費など、滞納処分、本来必要のないお金が使われています。

このような納税者と滞納者の不公平感を解消し、徴収を確保するため、当町をはじめ県内63市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

町では、悪質な滞納者に対する差押えの強化など、滞納の解消に向けた取り組みを行ってまいります。

納期限内納税にご協力をお願いします

滞納処分(差押え)の流れ

- ①納期限経過後に督促状・催告書を発送
- ②財産調査(預金、生命保険、勤務先への給与調査)
- ③滞納処分(差押え)



納税相談・口座振替をご利用ください

特別な事情(災害、疾病、失業など)により、納期限内の納付が難しくなった方は、納税相談をご利用ください。(相談は随時受け付けています。)

また口座振替納税は、納期限ごとに自動的に引き落としして納税する便利な制度です。納期限を過ぎてしまうことがないように、口座振替をご利用ください。※口座振替の手続きには1か月程度かかります。余裕を持ってお申し込みください。

■口座振替できる金融機関 埼玉りそな銀行・りそな銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・武蔵野銀行・東和銀行・埼玉信用金庫・飯能信用金庫・中央労働金庫・埼玉中央農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)

■申込方法 振替を指定する口座のある金融機関へ通帳と届出印、納税通知書(お持ちの方)を持参。なお、「口座振替依頼書」は役場税務会計課、役場東出張所で用意しています。

■問合せ 役場税務会計課 ☎296-1211 (内線134・135)



参議院埼玉県選出議員補欠選挙の 投開票日は「10月27日」です

議員の欠員による参議院埼玉県選出議員補欠選挙を、10月10日(木)告示、10月27日(日)投開票の日程で行います。投票時間は、午前7時から午後8時までです。

選挙は地域課題を解決するための方向性を決める、大変重要な選挙です。あなたの未来のために、貴重な一票を投票しましょう。

■投票できる方

年齢要件：平成13年10月28日までに生まれた方
住所要件：令和元年7月9日までに鳩山町に住民登録をし、引き続き町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方

※令和元年7月10日以降、埼玉県内の市区町村から

選挙当日に投票ができない方へ

(期日前投票・不在者投票)

種別	概要
期日前投票	<ul style="list-style-type: none"> ■投票期間 10月11日(金)～26日(土) ■投票時間 午前8時30分～午後8時まで ■投票場所 役場1階ホール ※入場券が届いている場合は、忘れずに持参してください。
不在者投票	指定を受けた病院や老人ホームで投票 申し出があれば、病院や老人ホームなどで投票できます。ご希望の方は、施設の長に申し出てください。
	郵便による不在者投票 身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たしている方、または障がいの程度が一定の要件に該当すると県知事などが証明した場合は、郵便による不在者投票ができます。
	滞在地の市区町村で投票 事前に手続きが必要です。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票区名	投票所	投票区域
第1投票区	大橋集会場	大橋、泉井
第2投票区	亀井農村センター	奥田、須江、竹本
第3投票区	上熊井集落センター	高野倉、熊井(一部を除く)
第4投票区	今宿コミュニティセンター	小用、大豆戸、赤沼、今宿、石坂(石坂一を除く)、熊井の一部、鳩ヶ丘五丁目の一部
第5投票区	公民館石坂分館	石坂(石坂二を除く)、楓ヶ丘四丁目、鳩ヶ丘三・四丁目
第6投票区	鳩山小学校体育館	楓ヶ丘一丁目、鳩ヶ丘一・二丁目、鳩ヶ丘五丁目(一部を除く)
第7投票区	地域包括ケアセンター	松ヶ丘一丁目～四丁目、楓ヶ丘二・三丁目

鳩山町に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地の投票所で投票することができます。

■入場券について

入場券は、はがきで各世帯に有権者全員分が郵送されます。はがき1枚につき4人分の入場券がついてきます(1世帯あたり5人以上の場合は、はがきが2枚以上郵送されます)。入場券を切り取り、投票所へ持参してください。また、選挙資格があるのに、入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。入場券をなくされた方は、早めに選挙管理委員会へ連絡するか、当日、投票所の受付へ申し出てください。

■選挙公報

投票日の数日前に新聞折込されるほか、希望者には郵送等でお届けしますのでご連絡ください。また、役場、東出張所、中央公民館、総合福祉センター、今宿コミュニティセンター、町立図書館にも用意します。

■期日前投票・不在者投票

投票日当日、都合が悪く投票に行けない方は、左表のとおり、期日前投票、不在者投票ができます。

■開票結果

開票は即日、午後9時から役場3階305・306会議室で行われます(参観を希望される方は下記まで)。投票日の午後10時5分から30分おきに電話で聞くことができます。また、町ホームページでも随時、開票の状況をお知らせします。

【電話】0180-99-4500(※携帯電話等からは利用不可)

【町ホームページ】<http://www.town.hatoyama.saitama.jp>

■問合せ 鳩山町選挙管理委員会(役場総務課内)

TEL 296-1214

FAX 296-2594